東かがわ市告示第13号

　東かがわ市視察の受入れに関する要綱を次のように定める。

　　令和７年２月19日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東かがわ市長　上村　一郎

　　　東かがわ市視察の受入れに関する要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、本市が視察を受け入れ、市が保有する行政情報その他情報を提供する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（事務分担）

第２条　視察の対応は、当該視察の内容を所管する課等（以下「所管課」という。）において行うものとする。

　（申込み）

第３条　視察を希望する者（以下「申込者」という。）は、視察申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、視察申込書の提出は、別に指定するオンラインフォームに必要な事項を入力することにより行うことができる。

　（受入決定等）

第４条　市長は、視察の受入れを決定したときは、視察受入決定通知書（様式第２号）により、申込者に通知するものとする。

　（費用の徴収等）

第５条　視察に伴う情報の提供、資料の作成その他費用（以下「費用」という。）として、1人当たり5,000円を徴収する。

２　前項の費用は、市が納入通知書又は請求書を発行の上、徴収する。

　（免除）

第６条　前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の額を免除することができる。

　(１)　視察に伴い市内で宿泊する者　全額

　(２)　視察に伴い市内で飲食する者　半額

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者については、費用の全額又は半額を免除することができるものとする。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和７年４月１日から施行し、同日以降に申込みのあった視察について適用する。

様式第１号（第３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　東かがわ市長　　様

視　察　申　込　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団　体　名 |  | |
| 所　在　地 | 〒 | |
| 視察希望日時 | 第１希望　　　　　年　　　月　　　日（　　　）　　時　　分～ | |
| 第２希望　　　　　年　　　月　　　日（　　　）　　時　　分～ | |
| 視察人数 | 人 | |
| 担　当　者  及び連絡先 | 部署名 |  |
| ふりがな |  |
| 氏　名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |
| 視察内容 |  | |
| 市内宿泊 | あり　　　なし　　　未定 | |
| 市内飲食 | あり　　　なし　　　未定 | |
| そ　の　他 |  | |

様式第２号（第４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東かがわ市長

視察受入決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった視察について、下記のとおり受け入れますので通知します。

記

１　受入日時　　　　　　年　　月　　日（　　）　　　時　　分～

２　視察費用

３　視察負担金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金額 | 円 | |
| 内訳 | 1人 ５，０００円　×　　　　人 | |
| 減免 | 全額免除　　半額免除 |

４　視察費用の納入

　　　視察後にお送りする納入通知書又は請求書にてお支払いください。